

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年12月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000037号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000070号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年4月21日に、喪失年月日を平成29年3月1日に訂正し、平成28年4月から同年8月までの標準報酬月額を28万円、同年9月から平成29年2月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成28年4月21日から平成29年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月1日から平成29年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間①については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②及び③について、請求者のA社における標準賞与額を、平成28年6月30日は11万4,000円、同年12月9日は53万6,000円に訂正することが必要である。

平成28年6月30日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月30日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年4月21日から平成29年4月1日まで
② 平成28年6月30日
③ 平成28年12月9日

請求期間①について、A社で臨時的任用職員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間②及び③について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録は保険給付の対象とならない記録(厚

生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。

調査の上、請求期間①から③までを保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 28 年 4 月 21 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間について、事業主から提出された請求者に係る人事異動通知書(写)、出勤簿(写)及び当該期間の例月給与に係る給料等支払簿(写)により、請求者は、当該期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 28 年 4 月から平成 29 年 2 月までの標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び上記例月給与に係る給料等支払簿(写)により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額から、平成 28 年 4 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から平成 29 年 2 月までは 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 4 月 21 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を当該期間に係る保険料の徴収権の効力が成立するまでに年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成 29 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上記出勤簿(写)により、請求者は、当該期間において、A社に勤務していたことは確認できるものの、事業主から提出された当該期間の例月給与に係る給料等支払簿(写)によると、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の平成 29 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成 29 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②及び③について、事業主から提出された当該期間に係る期末・勤勉給料等支払簿(写)、例月給与に係る給料等支払簿(写)及び平成 29 年 3 月差額給料等支払簿(写)、事業主回答並びに金融機関から提出された請求者の当該期間に係る取引明細(写)により、請求

者は、当該期間において事業主から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③の標準賞与額については、上記の期末・勤勉給料等支払簿（写）、平成29年3月差額給料等支払簿（写）及び事業主の回答において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成28年6月30日は11万4,000円、同年12月9日は53万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年6月30日及び同年12月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を当該期間に係る保険料の徴収権の時効が成立するまでに年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000297号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業場(現在は、A社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月26日から昭和61年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、私がA社B事業場で勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。調査の上、請求期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も、昭和59年12月分を除き請求期間に係る給料明細書を所持していないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額(昭和59年12月分の給料明細書(写)で確認できるものを除く。)について確認することができない。

また、A社は、請求期間当時、厚生年金保険料は翌月控除であった旨陳述しているところ、請求者から提出された昭和59年12月分の給料明細書(写)により確認できる同年11月分の厚生年金保険料控除額(1万1,660円、厚生年金基金の掛金分を含む。)に見合う標準報酬月額(22万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、C企業年金基金から提出されたD厚生年金基金(当時)の加入員記録によると、請求期間における請求者の標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、A社B事業場において、請求期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、同事業所における保険料控除の取扱い等について具体的な回答が得られず、請求者の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、

請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。